

第48号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和元年11月5日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第三号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第十条（略）	第一条～第十条（略）
第十二条（略） <small>（削除）</small>	第十二条（略） <small>②前項の規定にかかるわざ、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときは、条例第十九条に規定する給与の減額を行う。</small>
第十三条～第二十条（略） <small>付則</small>	第十二条～第二十条（略）
	<small>この規則は令和二年四月一日から施行する。</small>